

指定採水員指定講習会テキスト

目 次

I	1 1 条検査方式の概要	1
1	福岡方式による 1 1 条検査の方法	1
1・1	5 0 人槽以下の浄化槽	1
1・2	5 1 人槽以上の浄化槽	1
1・3	県細則検査	1
2	福岡方式（1 1 条検査）の関連制度	2
2・1	検査依頼手続きの代行制度	2
	(1) 一括契約方式の活用	
	(2) 手続き代行規定の活用	
2・2	指定採水員制度	2
2・3	クロスチェック委員会の設置	3
	(1) クロスチェック委員会の主な機能	
	① 指定採水員の適正な指定に関すること	
	② 水質検査試料の適正な採水に関すること	
	③ スクリーニング検査の適正な実施の点検に関すること	
	④ 調査等結果の報告及び制度の改正に関すること	
	(2) クロスチェック委員会への報告内容	
3	1 1 条検査手数料	4
4	1 1 条検査の広報	4
4・1	浄化槽管理者に対する周知	4
4・2	浄化槽維持管理事業者に対する周知	4
II	1 1 条検査の依頼方法	5
1	5 0 人槽以下	4
1・1	水質検査年	5
1・2	外観検査年	5
2	5 1 人槽以上	5
III	1 1 条検査のための浄化槽放流水の採取方法	5
1	試料の採取にあたって	5
1・1	一般的遵守事項	6
1・2	採水容器	6
1・3	採取時期	6
1・4	採水器の種類	6
1・5	試料の保存・運搬	6
2	基本的な試料の採取方法と処理方式別の試料の採取方法	7
2・1	沈殿槽（室）を有する浄化槽の採水方法	7
	(1) スカムが多量に浮いている場合	
	(2) 上部の空間が狭い又は採水箇所が狭い場合	

(3) 浄化槽が深埋めされている場合	
2・2 沈殿槽(室)がない浄化槽の採水方法	9
(1) 散水ろ床型	
(2) 平面酸化型及び地下砂ろ過型	
(3) 単純ばっ気型	
2・3 その他の浄化槽における試料の採取方法	9
(1) 3次処理装置(高度処理)が付加された浄化槽	
① 沈殿槽(室)があるもの	
② 沈殿槽(室)がない浄化槽	
(2) 放流先が蒸発散装置の浄化槽	
(3) 処理水を循環させている浄化槽	
(4) 変則合併浄化槽	
(5) 放流先がその他の汚水処理施設である浄化槽	
IV 残留塩素濃度の試料採取及び測定方法	12
1 測定方法	12
2 採取箇所	12
2・1 3次処理装置(高度処理)が付加された浄化槽	12
2・2 放流先が蒸発散装置である浄化槽	12
2・3 処理水を循環させている浄化槽	12
2・4 放流先が浄化槽以外の汚水処理施設である浄化槽	12
V 11条検査における判定方法	13
1 50人槽以下の浄化槽の判定方法	13
1・1 水質検査年の判定方法	13
(1) 水質検査結果から判定する場合	
(2) 水質検査結果から外観検査を実施し判定する場合	
1・2 外観検査年の判定方法	14
2 51人槽以上の浄化槽の判定方法	15
VI 11条検査結果の措置について	15
1 検査結果の連絡及び通知	15
2 指定採水員の採水に関する点検・調査	15
VII フォロー検査について	15
《参考資料》	
11条検査(福岡方式)のフローシート	16
検体持込時の注意事項	16
指定採水員指定要綱	18
11条検査のための水質検査試料採水要領	22

I 11条検査方式の概要

浄化槽の法定検査は、**浄化槽法第7条**に規定される新たに設置された浄化槽について実施する設置状況に関する検査（以下「**7条検査**」という。）と**同法第11条**に規定されている浄化槽の維持管理状況に関する毎年1回の検査（以下「**11条検査**」という。）がある。7条検査については、浄化槽の設置届と同時に検査依頼書を提出することとされているため、福岡県の受検率はほぼ100%となっている。一方、11条検査の受検率は全国的には低率に推移しており検査実施の徹底が緊急の課題とされている。

このため、平成7年6月に厚生省（現環境省）が11条検査の水質検査項目に生物化学的酸素要求量（BOD）を追加したことを機に、当協会は効率的で受検しやすい検査を目標にした新しい11条検査方式「**福岡方式**」について県担当課を通じ厚生省と個別協議を行い、平成9年10月6日に全国初の承認を受け平成10年4月1日から施行することとなった。当協会では、この検査方式の導入により11条検査の受検率を飛躍的に向上させることができた。

1 福岡方式による11条検査の方法

当協会の11条検査の検査項目及び検査方法は、平成19年8月29日付け環境省告示第64号並びに平成7年6月20日付け衛浄第33号厚生省生活衛生局水道環境部長通知、同日付け衛浄第34号及び35号の同部環境整備課浄化槽対策室長通知、並びにこれらの通知に基づいて具体的な考え方を取りまとめた平成8年3月25日付け衛浄第17号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知（平成14年2月7日一部改正）に基づいている。

「福岡方式」では、以上を基本として、衛浄第35号に基づく厚生省（当時）との個別協議を経て、以下のとおり実施している。

1・1 50人槽以下の浄化槽

50人槽以下の浄化槽については、**定年周期方式（一周期を5年）**を採用し、**5年のうち1回**を**外観検査年**としており、当協会の浄化槽検査員による**外観検査、書類検査及び水質検査**（BOD検査を含む）のすべての項目の検査を実施している。

また、**5年のうち4回**を**水質検査年**としており、一次検査として、**指定採水員**が採水した水質検査試料の**水質検査**を実施している。その際、この水質検査において、BODが処理方式別に定めた基準値以上の場合または残留塩素濃度が検出されない場合は、浄化槽検査員が現地においてスクリーニング検査を実施し、浄化槽の稼働状況等の詳細確認などの外観検査、処理水の検査及び書類検査などを実施している。

さらに、7条検査及び11条検査において特定の項目が原因で「**不適正**」と判定された場合、**次の11条検査は、水質検査年であっても浄化槽検査員が外観検査と書類検査を実施**し、その改善状況を確認することを目的に**フォロー検査**を実施している。

1・2 51人槽以上の浄化槽

毎年、すべての浄化槽を対象に浄化槽検査員による**外観検査、書類検査及び水質検査**（BOD検査を含む）を実施する（**基本方式**）。

1・3 県細則検査との関係

福岡県浄化槽法施行細則第10条の規定に基づく放流水の水質検査（以下「**県細則検査**」という。）は、平成11年以前は、浄化槽の規模に応じて定められた回数により全浄化槽の約4割が受検していたが、平成12年4月から11条検査への転換を促進するため50人槽以下の浄化槽の受検規定が削除され、また、51人槽以上の浄化槽は11条検査を受検した場合は人槽に応じて規定された受検回数のうち1回が免除されている。

2 福岡方式（11条検査）の関連制度

11条検査の信頼性を確保した上で、検査の効率化を図り、受検率の大幅な向上を図るため、**検査手続きの代行制度**の積極的な活用と**指定採水員制度**及び**クロスチェック委員会**を設置している。

2・1 検査依頼手続きの代行制度

検査の依頼手続きを簡略化し受検率向上を図るため、維持管理事業者の協力のもと、一括契約方式及び手続き代行制度を活用している。

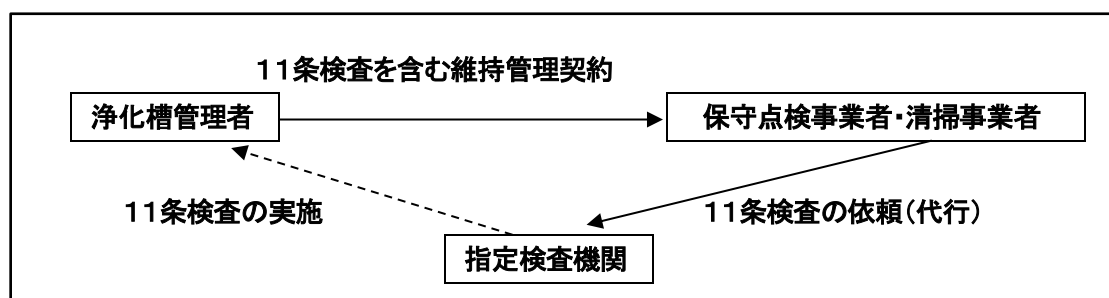
(1) 一括契約方式の活用

浄化槽の維持管理及び11条検査に係る各手続きを円滑かつ効率的に行うため、保守点検・清掃事業者と浄化槽管理者との間に締結される**維持管理契約時に11条検査を含むこと**により、浄化槽管理者にとっては法定検査の手続きの煩雑さを避け、継続して検査を実施することができるなどのメリットがあることから、この一括契約方式について浄化槽管理者、保守点検事業者・清掃事業者の理解、協力のもと推進している。

(2) 手続き代行規定の活用

環境省関係浄化槽法施行規則第9条第2項の規定により、**浄化槽管理者は、11条検査に係る手続きを当該浄化槽の保守点検事業者又は清掃事業者に委託することができることとされているため**、維持管理事業者と相互に連携を取りながら検査依頼を受け付けている。

《検査依頼に関する事務フロー》



2・2 指定採水員制度

指定採水員制度とは、11条検査の効率化を図るため、**水質検査試料の採取及び搬入を一般財団法人福岡県浄化槽協会が指定した者に限り行うことができる**とした制度である。指定採水員には、**浄化槽管理士の資格**を有し、県の関与のもと実施する「**指定採水員指定講習会**」を受講した者を指定し、指定採水員指定証明書を交付している。また、指定採水員としての業務内容について定期的に確認するとともに、新たな知見修得の機会を設けるため、その**有効期限を3年**とし、引き続き指定採水員の指定を受けるためには**講習会の受講**を義務付けている。

近年、少子高齢化や人口減少、市町村財政の緊縮等、汚水処理整備を取り巻く状況は変化してきており、これらに対応できる恒久的汚水処理施設として、浄化槽に対する期待が高まってきている。

このようななか、令和元年に改正された浄化槽法には、「浄化槽台帳の整備」や「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」等、法定検査の結果等を活用して、汚水の適正な処理及び浄化槽の適正な管理をより一層促進するための規定が盛り込まれている。

このように、法定検査の社会的重要性はますます高まっており、法定検査結果に繋がる採水業務を担う指定採水員の責務は、極めて重大である。

2・3 クロスチェック委員会の設置

(1) クロスチェック委員会の主な機能

1 1 条検査制度の適正な運用及び検査結果の審査点検を行い、法定検査の厳正な遂行と信頼を確保するため、「定期検査クロスチェック委員会設置要綱」及び「クロスチェック委員会設置要項第8条各号に定める調査及び審査要領」に基づき、当協会内に**行政及び学識経験者の代表者により構成されるクロスチェック委員会**を設置している。この委員会は当協会の法定検査の関連制度運用に関する**チェック機関**として位置づけられており、特に指定採水員制度の適正な運用等についての審査及び必要な意見を得るための重要な機能を有している。

また、クロスチェック委員会における指定採水員制度に関する審査結果からの具体的な措置としては、採水状況に疑いがある場合には再度採水を行わせることや、不正採水が明らかであると判断された場合には指定の取消しもできることとしている。

クロスチェック委員会における調査および審査は以下のとおりである。

① 指定採水員の適正な指定に関すること

- i 指定講習会の内容に関すること
- ii 講習会の開催・受講に関すること
- iii 指定採水員の指定・配置に関すること
- iv 指定採水員の指導監督に関すること
- v その他、当該制度の適正な運用に関すること

② 水質検査試料の適正な採水に関すること

- i 異常検体に関する報告についての審査
- ii 不正な採水が明らかになった場合に指定採水員の指定取消し

③ スクリーニング検査の適正な実施の点検に関すること

外観検査が必要な浄化槽に対し、浄化槽検査員による外観検査及び書類検査が遅滞なく実施されているかどうかについての点検審査

④ 調査等結果の報告及び制度の改正に関すること

- i 委員会の行った調査についての報告
- ii 調査結果、制度の改正及び適正な運営等について必要な意見の具申

(2) クロスチェック委員会への報告内容

クロスチェック委員会への具体的な報告内容は、指定採水員の採水状況をチェックするため、すべての検体について測定した結果が次のいずれかに該当する場合、採水を行った指定採水員に対する採水状況の聞き取り調査結果及び必要に応じて行った浄化槽検査員による現地調査等の結果を報告している（クロスチェックの実施）。

- ① 浄化槽の処理方式別に設定された塩化物イオン濃度の判定基準を下回る場合
- ② 搬入された検体の測定結果が、同一の浄化槽において過去に実施した塩化物イオン濃度の検査結果の推移と大きく乖離（かいり）している場合
- ③ 調査対象となった指定採水員の過去の異常検体発生率が高い場合

これらの判定基準は、これまで実施した7条検査及び県細則検査により蓄積されたデータ（過去5年間で20万件以上）を解析し、処理方式別の平均値及び標準偏差をもとに、検体の異常を判定するための基準として設定している。

3 11条検査手数料

11条検査へのBOD検査の導入等に伴い、昭和60年度以降据え置かれている検査手数料を平成10年4月1日の検査方法変更時に改定した。検査手数料の算定にあたっては、検査の受検率の向上を図るため、できるだけ浄化槽設置者の負担が軽くなるよう配慮している。

なお、単独処理浄化槽については処理性能が低いことに加え、設置後の年数が経過した施設が多いこともあり、検査の結果、機能の異常が判明しその原因を把握し指摘する件数の割合が合併処理浄化槽に比べて多いことなどを考慮し、合併処理浄化槽と同一の手数料としている。

4 11条検査の広報と受検の推進

「福岡方式」を浄化槽管理者に十分理解していただき、11条検査の受検を推進するために、主に次のような取り組みを実施している。

また、保健福祉環境事務所への検査結果の報告に加え、希望する市町村に対し検査情報の提供を行っている。

4・1 浄化槽管理者に対する周知

外観検査を実施するにあたっては、浄化槽管理者あてに法定検査の趣旨や検査日等を記載したはがきを事前に送付した上で、検査実施時にも改めて説明することにより、法定検査を含む浄化槽の適正な維持管理について周知している。

特に、新規浄化槽設置予定者に対しては、使用開始前に「浄化槽ご使用の手引き」を郵送することで周知を図るとともに、検査実施後に7条検査結果書に正しい使用方法や適正な維持管理に関する啓発資料を同封し、次年度以降の福岡方式による11条検査の実施に関して理解を深めていただくことで、7条検査から11条検査に円滑に移行されるよう努めている。

4・2 浄化槽維持管理事業者を通じた周知

新規浄化槽設置者や11条検査未受検者に対しては、福岡方式による11条検査について、維持管理契約を締結している浄化槽維持管理事業者から説明していただき、維持管理契約時に11条検査を盛り込むなど、11条検査の代行手続きを推進していただいている。

また、検査後は、法定検査結果書の内容の説明や早期改善を推進していただくとともに、引き続き法定検査を含む維持管理契約を締結していただくなど、継続的な11条検査の受検に協力していただいている。

Ⅱ 11条検査の依頼方法

50人槽以下の浄化槽は、検査方法が検査を実施する年度によって異なるため、検査の依頼方法もそれに応じて異なっている。

具体的な検査の依頼方法は次のとおりである。

1 50人槽以下

50人槽以下の浄化槽については、**5年を1周期として、5年のうち4回は水質検査**を行い異常があるものについて外観検査を行う方式（**水質検査年**）、**残りの1回は外観検査、書類検査及び水質検査**を行う方式（**外観検査年**）となっているため、該当する検査方式に応じた依頼方法となる。

1・1 水質検査年

「**浄化槽水質検査依頼書**」に必要事項を記入し、500mLの容器に採水した放流水（消毒前）とともに提出する。依頼書については、特に、**採水員名と採水時に測定した残留塩素濃度の記入漏れがないように注意する**。検体試料については、500mL容器のふたと側面に必要事項が記入されたラベルを貼る。

1・2 外観検査年

当協会において、外観検査に該当する浄化槽の名簿「**外観検査予定一覧表**」を作成し、関係代行業者へ送付する。代行業者は、外観検査を依頼する浄化槽（重複したものがある場合はどちらか一方）を「外観検査予定一覧表」の検査依頼欄にマークを付し、提出する。なお、やむをえず個別に依頼するときは、「**浄化槽外観検査（11条検査）依頼書**」にて提出する。

2 51人槽以上

51人槽以上の浄化槽は、**50人槽以下の外観検査年と同一の方法**で依頼する。

Ⅲ 11条検査のための浄化槽放流水の採取方法

50人槽以下の浄化槽の試料の採取及び運搬は、当協会の指導監督の下に指定採水員により行うこととしている。このため水質検査試料の採取が適正に行われないと本来の浄化槽放流水の水質と異なる結果を招き、その結果、処理機能が十分に発揮されていない浄化槽をそのまま放置することになるなど、法定検査の信頼性及び浄化槽全体の信頼性を損なうことにもなるため、適切な採取方法についての正確な知識を持つとともに誠実に採水することが求められる。

1 試料の採取にあたって

水質検査の試料の採取及び運搬は、当協会が定める「11条検査のための水質検査試料採水要領」及び本テキストに従って採取しなければならない。

1・1 一般的遵守事項

試料の採取にあたっては、次のことを遵守しなければならない。

- ① 試料は指定採水員以外の者に採取させてはならない。
- ② 試料は検査対象以外の浄化槽から採取してはならない。
- ③ 試料の希釈、その他、特別の操作を施してはならない。
- ④ 試料の採取にあたっては、細心の注意と共に誠実に行う。
- ⑤ 清掃後、3ヶ月以上経過して採取する。

1・2 採水容器

JIS K 0102 規格群(工場排水試験方法)では、無色共栓付硬質ガラスびん又は共栓付ポリエチレンびん(又はポリプロピレンびん)を使用することとされているが、浄化槽放流水の水質測定の場合は、ポリエチレンびんが一般的に用いられている。

11条検査のための採水容器は、一般財団法人福岡県浄化槽協会が貸与したものを使用する。

1・3 採取時期

浄化槽の機能を適正に評価するため、**清掃後3ヶ月以上経過した後**でなければ試料を採取してはならない。

清掃後の浄化槽におけるBOD値は、最初は低値であるが、汚水の浄化に寄与する微生物が増殖する間は一時的に高い値を示す場合があり、その後、処理機能が安定するとまた低い値を示すようになることが知られている。このため、水質が不安定な状態である期間(おおむね3ヶ月間)は、検査対象浄化槽について処理機能の的確な評価につながらない可能性があるので試料を採取してはならない。

1・4 採水器の種類

一般的には、柄杓、バケツなどを用いるが、小規模の浄化槽では採取場所が狭いため**スポイド型か注射器型採水器**を用いるなど浄化槽の規模及び種類に応じた適切な採水器具を選択しなければならない。また、試料の汚染を防ぐため採水器を清浄に保つなど日頃の管理も重要である。

1・5 試料の保存・運搬

試料の運搬の際には、試料の物理的、化学的、生物的变化を抑制し、微生物などの繁殖を防ぐために、採取時の水質を出来る限り保持することが必要である。そのため採水した試料はクーラーボックス、コンテナ等に入れ、**保冷剤などで保冷**して運搬する。また、外部からの汚染を防ぐため、確実に密栓する必要がある。

なお、保冷できない場合は、直射日光が当たらないようにし、できるだけ速やかに当協会の検査センターに運ばなければならない。一般的な試料の保存方法は、次表のとおりである。

試料の保存方法（参考）

項目	保存方法
	下水試験方法
透視度	直ちに測定
pH	直ちに測定
BOD	冷蔵（9時間以内）
塩化物イオン濃度	できるだけ速やかに

2 基本的な試料の採取方法と処理方式別の試料の採取方法

法定検査における試料の採取箇所は、環境省告示第64号に示されており、**消毒槽等に入る直前の処理水を採取すること**となっている。

試料の採取にあたっては、水質の変化を招くことのないよう次の方法により試料を採取する。

なお、処理方式別の具体的な採取箇所等を示したので、これに従って採取する。

（基本的な試料の採取方法）

- ① 容器を試料で共洗いしてから容器に直接採取する。採水器具を使用した場合は、採水器具を共洗いする。
- ② 沈殿槽（室）流出水は比較的水質の変動が少ないので、通常スポット採水で採取するが、できるだけ汚水の流入する時間帯に採取する。汚水の流入がないときは、家屋内の水を流すか、流入升等から水道水を流入させて試料を採取する。
- ③ 越流せきの手前から試料を採取するが、小型の浄化槽では、越流せきとスカムバップルとの間隔が狭い場合もあり、スカム又は壁面に付着した汚泥が混入しないように採取する。
- ④ 沈殿槽流出水の採取が困難な場合には、消毒剤の入った筒を外し家屋内の水を流すか、流入升等から水道水を流入させ、消毒槽に流下する処理水を採取する。
- ⑤ 散水ろ床方式などにおいて、やむをえず残留塩素を含む試料を採取した場合は、当協会に試料を提出する際に残留塩素を含む試料であることを伝える。
- ⑥ 容器の上部に空間を残さない方が水質変化は少ないが、分析時に攪拌が不十分となり、測定結果がばらつく原因となるため、試料の量は容器の上部に少し空間が残るようにする。
- ⑦ 採取後の試料の汚染を防ぐため、容器の栓は確実に閉める。
- ⑧ 採取した試料は、クーラーボックスなどに入れ、保冷剤などで保冷し、採取後速やかに当協会の検査センターに搬入する。

2・1 沈殿槽（室）を有する浄化槽の採水方法

沈殿槽（室）を有する浄化槽としては、旧構造基準の一部の浄化槽と新構造基準の浄化槽にある。（表2-1）

沈殿槽（室）を有する構造の浄化槽は、処理方式にかかわらず沈殿槽（室）から試料を採取する。試料を採取するときは、越流せきの手前から、柄杓又は注射器型採水器等を用いて、水面上に浮いているスカム等の混入をできるだけ避けるとともに、壁面等に付着した汚泥等を巻き込まないよう細心の注意を払いながら行う。試料の採取が困難なケースとその場合の採水方法は次のとおりである。

表 2 - 1 沈殿槽（室）がある構造の処理方式の例

種 類		処 理 方 式
みなし浄化槽 (単独処理浄化槽)	旧構造	全ばっ気型、分離ばっ気型等
	新構造	分離ばっ気方式、分離接触ばっ気方式等
浄化槽 (合併処理浄化槽)	新構造	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式等

(1) スカムが多量に浮いている場合

沈殿槽（室）にスカムが多量に浮いているときは、越流せきから処理水が流出していることを確認し、消毒装置を引き上げてその部分を 2～3 回洗浄した後、消毒槽（室）に入る直前の試料を採取する。

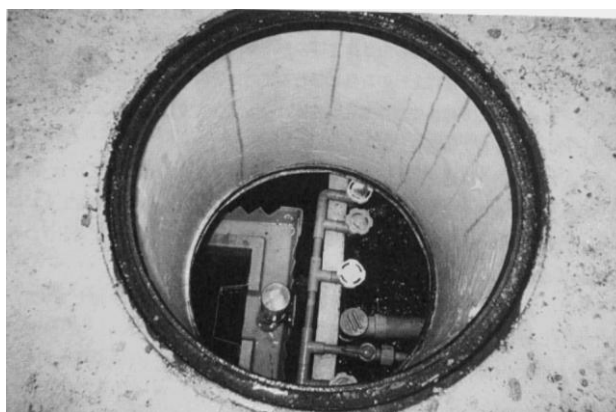
(2) 上部の空間が狭い又は採取箇所が狭い場合

柄杓などが入らない場合もあるので、狭いところも採水できる注射器型採水器具等を用い、壁面等に付着した汚泥等を巻き込まないように細心の注意を払いながら沈殿槽（室）の越流せき手前から試料を採取する。このような採水器具がない場合は越流せきからの流出水を採取する。



(3) 浄化槽が深埋めされている場合

浄化槽が深く埋められている（嵩上げが高い）ときは、長い柄杓又はバケツにロープを付けたものなどを利用して、汚泥等を巻き込まないように細心の注意を払いながら沈殿槽（室）の越流せき手前から採取する。



2・2 沈殿槽（室）がない浄化槽の採水方法

旧構造の浄化槽は、ほとんどが沈殿槽(室)がない構造である。（表2－2）

基本的には、消毒薬筒を外した後に消毒槽(室)に入る直前の試料を柄杓等用いて採取するが、沈殿槽(室)がない構造のため処理水中にSS等が混入しやすいので、できるだけSSの混入を避けるように試料を採取する。沈殿槽(室)がないものの処理方式別の具体的な採取方法は、次のとおりである。

表2－2 沈殿槽（室）がない構造の処理方式の例

種 類		処 理 方 式
みなし浄化槽 (単独処理浄化槽)	旧構造	散水ろ床型、平面酸化型、単純ばっ気型、地下砂ろ過型等

(1) 散水ろ床型

消毒槽（室）のマンホールから処理水の採水地点までが深い構造のため、長い柄杓又はバケツにロープを付けたものなどを利用して消毒槽（室）等から試料を採取する。この場合は、残留塩素を除去しなければならないので、検査依頼時に残留塩素を含む試料であることを伝える必要がある。

(2) 平面酸化型及び地下砂ろ過型

消毒室に入る直前の試料を、柄杓等を用いて採取する。この際、2次処理装置から流出水の水量が少ないと採取するのが困難であるので、2～3回洗浄水を流すか、又は流入管渠の途中から水道水を入れた後に採取する。採取時に壁面の汚泥等が混入しやすいので、試料をバケツなどに多めに採取し、その試料から所定の採水容器に分取する。



(3) 単純ばっ気型

構造上、ばっ気室内水が活性汚泥状又はSSが多い状態になりやすいので、SS等の混入をできるだけ避けながら、消毒室に入る直前の試料を、柄杓等を用いて採取する。

2・3 その他の浄化槽における試料の採取方法

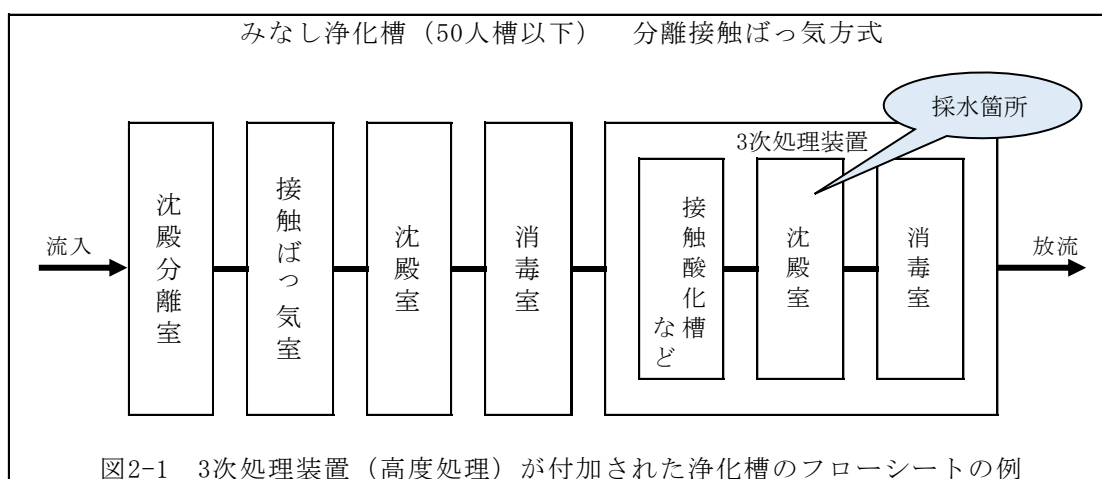
その他の浄化槽の採取方法は以下のとおりである。

(1) 3次処理装置(高度処理)が付加された浄化槽

3次処理装置(高度処理)が付加された浄化槽の場合、3次処理装置から試料を採取するが、3次処理に沈殿槽(室)があるものと、ない構造のものがあるので、以下に示した方法に従って試料を採取する。

① 沈殿槽(室)があるもの

この場合は、3次処理装置における消毒設備直前の沈殿槽(室)から試料を採取する。採取方法は、前述の沈殿槽(室)がある構造と同一である。

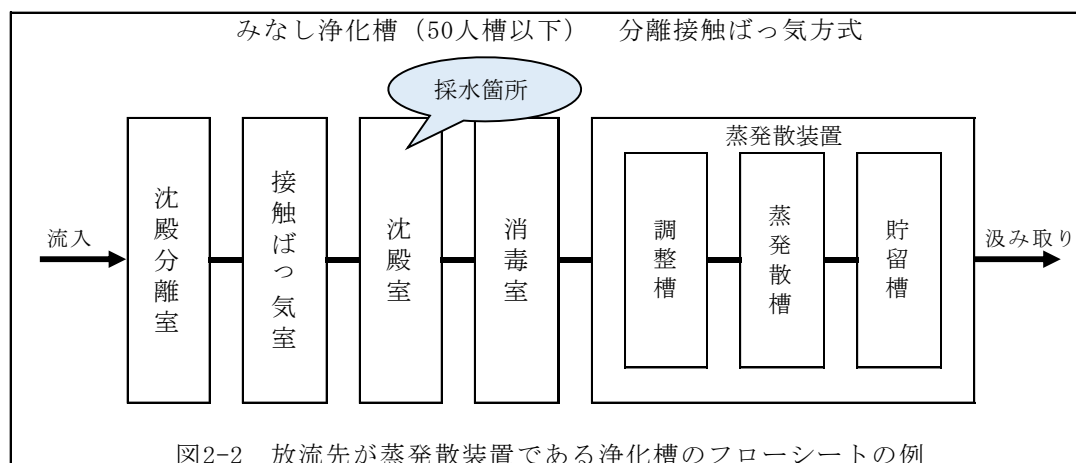


② 沈殿槽(室)がない浄化槽

3次処理装置の構造については、構造に関する規定がないため、沈殿槽(室)がないものもある。このような浄化槽の場合は、3次処理の消毒直前の単位装置(砂ろ過ポンプ槽、接触酸化槽等)から試料を採取する。ここでの採取が困難な場合には、この単位装置から処理水が流出していることを確認し、消毒装置を引き上げてその部分を2～3回洗浄(共洗い)した後に試料を採取する。

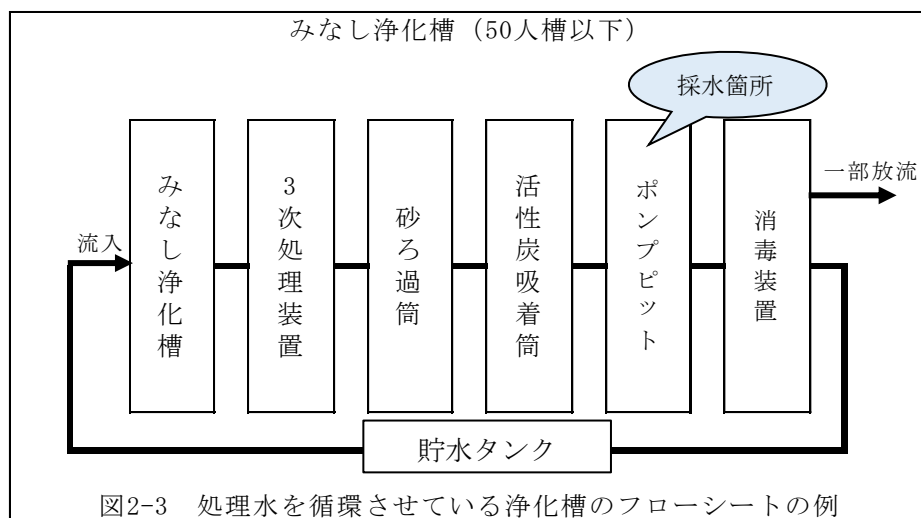
(2) 放流先が蒸発散装置の浄化槽

蒸発散装置は浄化機能を持つものでなく、処理水を蒸発させるための設備であるため蒸発散装置に流入する前の処理水を採取する



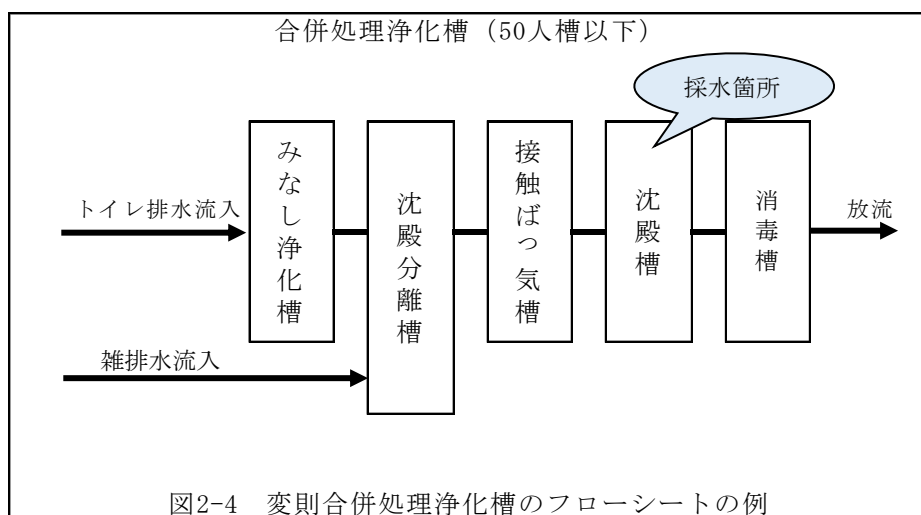
(3) 処理水を循環させている浄化槽

3次処理装置が付加された浄化槽に準じ、消毒装置直前の試料を採取する。



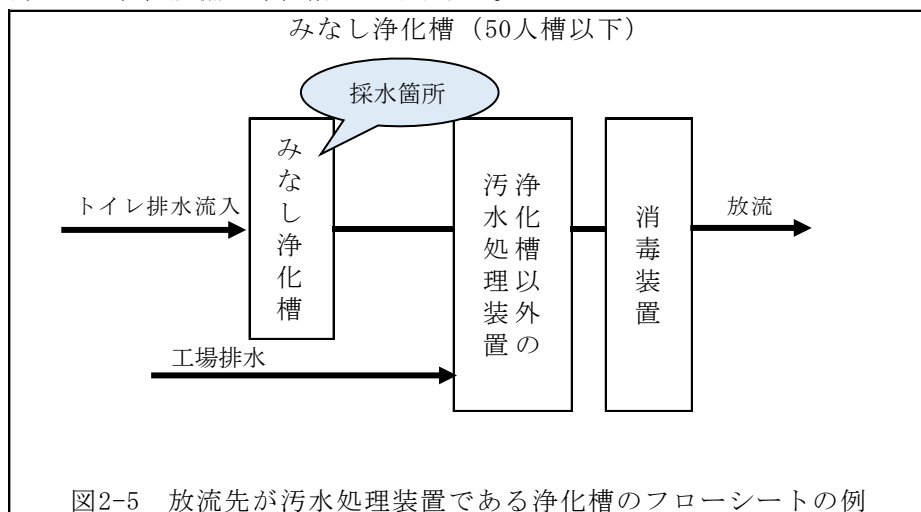
(4) 変則合併浄化槽

3次処理装置が付加された浄化槽に準じ、消毒直前の試料を採取する。



(5) 放流先がその他の污水处理施設である浄化槽

污水处理装置設備の浄化槽から採取する。



Ⅳ 残留塩素濃度の試料採取及び測定方法

残留塩素濃度を測定するための試料は、消毒槽（室）の出口付近において、柄杓等を用い、採取する。測定方法及び特殊な浄化槽の採取箇所は次のとおりである。

1 測定方法

浄化槽放流水の消毒は、価格及び維持管理のしやすさから、通常、塩素消毒が行われている。このため、放流水中に残留している塩素濃度を測定することにより、消毒効果を確認することができる。

測定方法は、**DPD法**を用いる。なお、測定にあたっては市販されている測定キットを用いると便利である。

DPD法の測定方法は次のとおりである。

- ① 10mLの比色管にリン酸緩衝液0.5mLとDPD試薬約0.1gを入れる。
- ② この比色管に試料10mLを加えて混合する。
- ③ ヨウ化カリウム0.1gを加え、溶解する。
- ④ 約2分後の呈色を標準比色列と比較し、残留塩素濃度（mg/L）を求める。

2 採取箇所

一般的には、**消毒槽（室）から処理水を採取し測定する**が、特殊な浄化槽の採取箇所を以下に示した。

2・1 3次処理装置（高度処理）が付加された浄化槽

3次処理装置の消毒後の処理水を採取する。

2・2 放流先が蒸発散装置である浄化槽

蒸発散装置前の消毒後の処理水を採取する。

2・3 処理水を循環させている浄化槽

再利用水専用の配管途中から、処理水を抜き取り測定するのが望ましいが、この方法が困難な場合は、浄化槽内の消毒後の処理水を（ポンプ槽等から）採取する。

2・4 放流先が浄化槽以外の污水处理施設である浄化槽

浄化槽以外の污水处理施設等に放流しており、污水处理施設の生物処理に影響がある等の理由で、消毒していない浄化槽もある。この場合は、污水处理施設における消毒後の処理水を採取する。

V 11条検査における判定方法

法定検査における判定方法は、平成7年6月20日付け衛浄第33号 厚生省生活衛生局水道環境部長通知、同日付け衛浄第34号及び35号の同部環境整備課浄化槽対策室長通知（以下「厚生省通知」という。）に示されており、「**適正**」、「**おおむね適正**」、「**不適正**」のいずれかの判定を行うこととされている。また、この厚生省通知に基づいて、判定にあたっての具体的な考え方が「**判定ガイドライン**」に示されている。

福岡県（北九州市、大牟田市を除く）における11条検査の判定方法（50人槽以下のみ）は、環境省及び福岡県に承認された判定方法となっている。

なお、「判定ガイドライン」には、検査項目ごとの詳細なチェック項目及び、そのチェック項目ごとに「良」「可」「不可」に分けて判断する方法が示されており、このチェック項目ごとの判断結果から、浄化槽の処理機能に与える影響度等を勘案して総合判定を行うこととされている。また、「判定ガイドライン」に示されている判定にあたっての考え方は、次表のとおりである。

「判定ガイドライン」による判定にあたっての考え方

適 正	すべてのチェック項目が「良」であるもの （一部の項目のみが「可」で、その他が「良」であるものも含む。）
おおむね適正	いずれかのチェック項目が「可」又は「不可」であって、「適正」又は「不適正」以外のもの
不 適 正	① 外観検査のチェック項目のうち、放流水質又は公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目が「不可」であるもの ② 水質検査のチェック項目のうち、放流水質に係る項目が「不可」であり、かつ、外観検査又は書類検査の項目の判断結果から、法令の基準に違反しているおそれがある等その原因が明らかであるもの ③ 書類検査のチェック項目のうち、放流水質又は公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目が「不可」であるもの

注「判定ガイドライン」より抜粋

1 50人槽以下の浄化槽の判定方法

水質検査年においては、水質検査結果から判定する場合、水質検査の結果から外観検査及び書類検査（**スクリーニング検査**）を実施したうえで判定する場合、前回の法定検査の結果から外観検査及び書類検査（**フォロー検査**）を実施したうえで判定する場合がある。**外観検査年**の場合は、外観検査、書類検査及び水質検査を実施し判定する。

具体的な判定方法は次のとおりである。

1・1 水質検査年の判定方法

水質検査の結果のみで判定することができるのは、「**適正**」及び「**おおむね適正**」に限られており、「**不適正**」は外観検査及び書類検査の結果を踏まえ判定される。

BODと残留塩素濃度は、「判定ガイドライン」に重要なチェック項目として示されている。

このため、**BODと残留塩素濃度の結果によって、外観検査及び書類検査を実施することとした。**

水質検査年における各判定の考え方をまとめると、次表のようになる。

水質検査年における判定の考え方

適 正	すべての水質検査項目が「良」であるもの
おおむね適正	① 残留塩素濃度が「良」であり、BODが「可」であるもの（他の水質検査項目の判断結果に関わらない。） ② 残留塩素濃度及びBODが「良」であり、その他のいずれかの検査項目が「可」又は「不可」であるもの ③ 残留塩素濃度又はBODが「不可」であるため、外観検査及び書類検査を実施したが、「判定ガイドライン」の判定基準に照らし「不適正」とならないもの
不 適 正	残留塩素濃度又はBODが「不可」であるため、外観検査及び書類検査を実施した結果、「判定ガイドライン」の判定基準に照らし「不適正」となるもの

(1) 水質検査結果から判定する場合

残留塩素濃度が「良」であり、かつBODが「良」又は「可」の場合に、その他の水質検査項目の結果と合わせて判断し、「適正」又は「おおむね適正」のいずれかの判定を行う。

(2) 水質検査の結果から外観検査を実施し判定する場合

残留塩素濃度又はBODが「不可」となるときは、外観検査及び書類検査を実施し、その結果を「判定ガイドライン」に照らし「おおむね適正」又は「不適正」のいずれかの判定を行う。

水質検査判断基準

検査項目	区分	浄化槽のBOD 処理性能	良	可	不可
pH	なし		5.8～8.6	3.0 ～ 5.7 8.7 ～ 10.0	3.0 未満 10.0 超
透視度	単独		7度以上	4度以上 7度未満	4度未満
	合併	60 mg/L 以下	10度以上	5度以上 10度未満	5度未満
		30 mg/L 以下	15度以上	12度以上 15度未満	12度未満
BOD	単独		90 mg/L 以下	90 mg/L 超 120 mg/L 以下	120 mg/L 超
	合併	60 mg/L 以下	60 mg/L 以下	60 mg/L 超 80 mg/L 以下	80 mg/L 超
		30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 超 40 mg/L 以下	40 mg/L 超
残留塩素	なし	20 mg/L 以下	20 mg/L 以下	20 mg/L 超 30 mg/L 以下	30 mg/L 超
			検出される		検出されない

注「判定ガイドライン」より抜粋

1・2 外観検査年の判定方法

外観検査、書類検査及び水質検査の結果から、「判定ガイドライン」の判断基準により判定する。

2 5 1人槽以上の浄化槽の判定方法

5 1人槽以上の浄化槽の判定方法は、5 0人槽以下の外観検査年と全く同様であり、外観検査、書類検査及び水質検査の結果から、「判定ガイドライン」の判断基準により判定する。

※資料：1 1条検査結果書様式

VI 1 1条検査結果の措置について

法定検査の結果については次のような措置を行っている。

1 検査結果の連絡及び通知

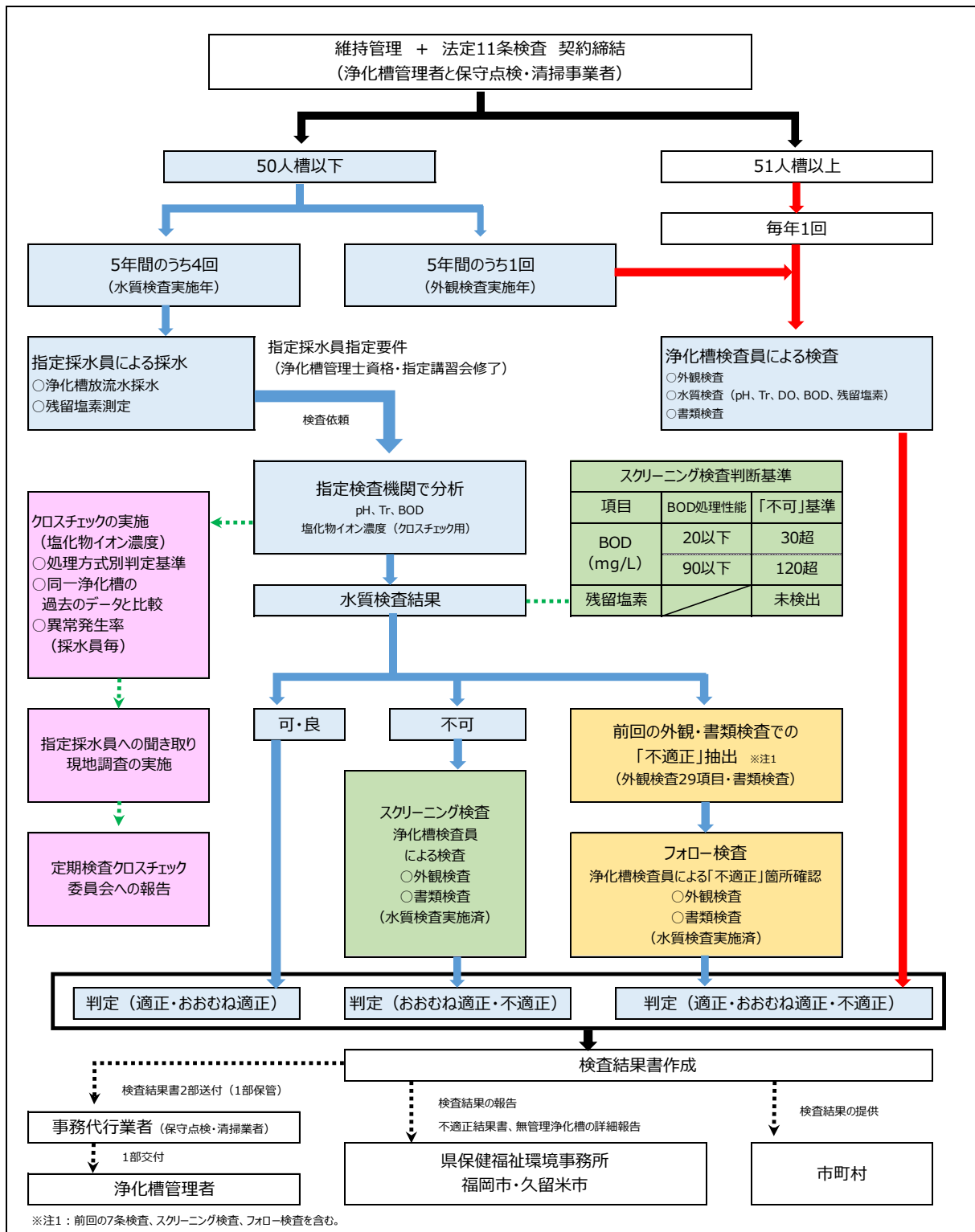
- ① 指摘があった場合にその都度、関係者に連絡する。
- ② 行政に検査結果の通知を行う。

2 指定採水員の採水に関する点検・調査

- ① すべての試料に対し、塩化物イオン濃度を測定する。
- ② 塩化物イオン濃度の測定結果から採水適正点検調査を実施する。
⇒聞き取り調査及び、浄化槽検査員による現地調査を行う。
- ③ 採水適正点検調査の結果をクロスチェック委員会に報告する。

検体持込時の注意事項

11条検査「福岡方式のフローシート」



処理方式別 採水判定表 (塩化物イオン)

処理方式	判定「良」	判定「不可」
合併処理浄化槽	17 mg/L以上	17 mg/L未満
みなし浄化槽		
ばっ気型	27 mg/L以上	27 mg/L未満
腐敗型	12 mg/L以上	12 mg/L未満

クロスチェックの実績 (令和6年度・件数)

	水質検査	原因聞き取り調査	現地調査
合併	112,235	1,100 (1.0%)	2
単独	15,762	597 (3.8%)	7
合計	94,749	1,697 (1.8%)	9

- (1) 検体採水量・・・・・・法定11条検査（50人槽以下）は消毒前の採水で500ミリリットル、
県細則検査は消毒前の採水で2リットル、
水質汚濁防止法第14条に基づく検査は排出水の採水で2リットルです。
- (2) 検体直接持込・・・・・・原則として正午（土曜日は不可）までに持参すること。
ただし、福岡検査センターでは持込日の翌日が休日の場合は受付しない。
- (3) 検体収集・・・・・・各地区の収集場所に収集日の正午までに持参すること。
- (4) 大腸菌群数の検査・・持込日の次の日が休日の場合は受付しない。
 さらに、福岡検査センターでは持込日の翌々日が休日の場合は受付しない。

《水質・外観地区別周期表》

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
A地区	水 質	水 質	水 質	外 観	水 質
B地区	水 質	水 質	水 質	水 質	外 観
C地区	外 観	水 質	水 質	水 質	水 質
D地区	水 質	外 観	水 質	水 質	水 質
E地区	水 質	水 質	外 観	水 質	水 質

《市町村地区割表》

区分	福 岡	筑 後	筑 豊
A地区	宗像市（旧宗像市） 太宰府市 古賀市 福津市（旧福岡町） 糸島市（旧前原市） 新宮町 粕屋町	柳川市（旧大和町） 八女市 （旧八女市、旧黒木町、旧上陽町、旧星野村） 朝倉市（旧杷木町） 東峰村（旧宝珠山村）	飯塚市（旧庄内町）、中間市Ⅰ 嘉麻市（旧山田市） 小竹町、鞍手町、桂川町 糸田町、川崎町、 福智町（旧金田町） みやこ町、吉富町、上毛町、 築上町
B地区	筑紫野市 宗像市（旧大島村） 福津市（旧津屋崎町） 糸島市（旧二丈町、旧志摩町） 那珂川市	柳川市（旧柳川市） 八女市（旧立花町） 朝倉市（旧朝倉町） みやま市（旧瀬高町、旧高田町） 広川町	直方市Ⅰ、飯塚市（旧筑穂町） 嘉麻市（旧嘉穂町）、遠賀町 香春町、赤村 福智町（旧方城町） 苅田町Ⅰ
C地区	福岡市 大野城市 宇美町 久山町	久留米市（旧田主丸町、旧城島町） 大川市 朝倉市（旧甘木市） 大木町	飯塚市（旧穂波町）、行橋市 宮若市（旧宮田町）、芦屋町 岡垣町、添田町 大任町、福智町（旧赤池町）
D地区	篠栗町 須恵町	久留米市（旧久留米市） 八女市（旧矢部村）、小郡市 うきは市（旧吉井町） 筑前町（旧夜須町） 東峰村（旧小石原村）	飯塚市（旧飯塚市） 田川市Ⅰ 豊前市 宮若市（旧若宮町） 水巻町
E地区	春日市 志免町	久留米市（旧北野町、旧三瀬町） 柳川市（旧三橋町）、筑後市 うきは市（旧浮羽町） みやま市（旧山川町） 筑前町（旧三輪町）、大刀洗町	直方市Ⅱ、飯塚市（旧頼田町） 田川市Ⅱ 中間市Ⅱ 嘉麻市（旧稲築町、旧碓井町） 苅田町Ⅱ

直方市Ⅰ・・・直方市のうち清々舎の担当分

直方市Ⅱ・・・直方市Ⅰ以外の事業者の担当分

田川市Ⅰ・・・田川市のうち筑豊衛生、井上衛生、松本環境サービス、松山衛生舎の担当分

田川市Ⅱ・・・田川市Ⅰ以外の事業者の担当分

中間市Ⅰ・・・中間市のうち美浄社の担当分

中間市Ⅱ・・・中間市Ⅰ以外の事業者の担当分

苅田町Ⅰ・・・苅田町のうち苅田衛生社の担当分

苅田町Ⅱ・・・苅田町Ⅰ以外の事業者の担当分

指定採水員指定要綱

(目的)

第1条 浄化槽放流水水質検査（以下「水質検査」という。）の試料の採取を一般財団法人福岡県浄化槽協会（以下「協会」という。）の職員以外に、この要綱により指定された採水員（以下「指定採水員」という。）による試料の採水も可能とし、法定検査事業の効果的な推進とともに試料の信頼性の確保を図るものである。

(水質検査検体の制限)

第2条 水質検査の試料は、浄化槽検査員が採水する場合を除き、指定採水員が当該浄化槽から採水したものでなければ試料としてはならない。

(指定講習会)

第3条 指定採水員の指定を受けようとする者は、福岡県の指導監督のもとに協会が行う「指定採水員指定講習会（以下「指定講習会」という。）」を受講しなければならない。

2 指定講習会は、福岡県知事、福岡市長又は久留米市長の登録を受けた保守点検業者若しくは市町村長の許可を受けている浄化槽清掃業者又はその従業員であって浄化槽管理士の資格を取得した者でなければ受講することができない。ただし、保守点検業の登録又は清掃業の許可が見込まれると協会が認める者はこの限りではない。

3 指定講習会を受講しようとする者は、協会に指定講習会の受講を申し込むものとする。
ただし、その者が従業員である場合は、所属する事業所の代表者が申し込むものとする。

4 指定講習会の講習科目は、別途定めるところによる。

(指定採水員指定証明書の交付)

第4条 理事長は、指定講習会の受講修了者（第3条第2項ただし書きによる受講者を除く。）に対し指定採水員指定証明書（様式1）（以下「指定証明書」という。）を交付する。

2 理事長は、第3条第2項ただし書きにより講習を受講し終了した者が保守点検業の登録又は清掃業の許可を受けた場合は、前項と同様に取り扱うものとする。

(指定証明書の更新)

第5条 指定証明書の有効期限は3年間とし、引き続き指定採水員の指定を受けようとする者は、第3条の指定講習会を受講し指定証明書の更新をしなければならない。

(誠実な履行)

第6条 指定採水員は、試料の採水に従事するときは、常に誠実に履行しなければならない。また指定採水員が従業員である場合は、その雇用者は指定採水員の試料の採水が、誠実に履行されるよう指導監督をしなければならない。

(試料採水等の遵守事項)

第7条 指定採水員が、試料の採水及び運搬等を行うに際しては、別途定める「11条検査のための水質検査試料採水要領」に基づき実施しなければならない。

(指定の取り消し)

第8条 理事長は、指定採水員が、第6条及び前条の規定に違反し若しくは試料の採水について不正行為があったと認められるときは、指定採水員の指定を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の処分を行ったときは、直ちに本人に通知するとともに理事会に報告する。

(弁明の機会)

第9条 理事長は、前条の処分を行うときは、あらかじめ期日及び場所を示して当該指定採水員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、正当な理由がなく弁明の機会に応じないときは、この限りではない。

(指定証明書の返納)

第10条 指定採水員が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本人又はその関係者は、指定証明書を理事長に返納しなければならない。

- (1) 指定採水員が死亡したとき。
- (2) 指定採水員の指定を取り消されたとき。
- (3) 指定採水員が指定を辞退したとき。
- (4) 指定採水員が第3条第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(変更届)

第11条 指定採水員は、指定証明書の記載事項に変更があったときは、指定採水員指定証明書記載事項変更届出書(様式2)を提出しなければならない。

ただし、その者が従業員である場合は、所属する事業所の代表者が提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に規定のない事項については、理事長がその都度関係者と協議して定める。

(附 則)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、一般財団法人福岡県浄化槽協会の設立の登記をした日(平成24年4月1日)から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式1)

表面

裏面

指定採水員指定証明書

指定番号

氏 名

所 属

上記の者を指定採水員として指定する。
また、これをもって、上記の者が当協会指定
の指定採水員であることを証明する。

有効期限 年 月 日まで

発行日 年 月 日

指定検査機関
一般財団法人福岡県浄化槽協会
理事長 ○○ ○○ ☐

遵 守 事 項

1. 放流水の採水にあたっては、この指定
証明書を常時携帯し、提示を求められた
場合は提示すること。
2. 採水を行う場合には、事前に設置者の
了解を得ること。
3. 採水を行う場合には、「11条検査のた
めの水質検査試料採水要領」に従って、
常に誠実に履行すること。

一般財団法人 福岡県浄化槽協会

福岡検査センター TEL 092(947)1800
筑後検査センター TEL 0942(46)1900
筑豊検査センター TEL 0947(45)6102

(様式2)

一般財団法人福岡県浄化槽協会 FAX 092-947-3636

年 月 日

指定採水員指定証明書記載事項変更届出書

一般財団法人福岡県浄化槽協会 理事長 殿

事業所名

代表者氏名

印

所在地

電話番号

以下のとおり、指定採水員の記載内容に変更がありましたので届出ます。

1. 記載内容の変更が生じた指定採水員

指定番号	氏名
	印

2. 変更の内容

変更する記載内容（氏名・所属）

変更前	変更後

3. 誓約

所属する指定採水員に対して、試料の採水を誠実にを行うよう指導監督します。

1 1 条検査のための水質検査試料採水要領

(主 旨)

第1 浄化槽に関する水質検査を、適正かつ効果的に実施するため水質検査の試料の採水及び運搬についてその詳細を定めるものである。

(一般的遵守事項)

第2 指定採水員は、試料の採取に当たり、次のことを遵守しなければならない。

- ① 試料は、検査対象以外の浄化槽から採取してはならない。
- ② 試料の希釈、その他特別の操作を施してはならない。
- ③ 試料の採水にあたっては、細心の注意とともに誠実に行う。
- ④ 試料は、指定採水員以外の者に採取させてはならない。

(採水容器)

第3 採水容器は、一般財団法人福岡県浄化槽協会が貸与したものを使用する。

(採水の時期)

第4 試料は、浄化槽を適正に評価するため、清掃後3ヶ月以内の浄化槽から採取してはならない。

(試料の採水)

第5 試料の採水は、原則として流水時に行うものとし、消毒室、消毒槽又は消毒タンクに入る直前の処理水を採水容器の肩口まで静かに採水する。また、別途消毒槽（室）からの流出水を採取し、直ちに残留塩素濃度を測定し記録する。なお、放流水が流れていないときは、洗浄水を流入させるか、ばつ気槽（室）又は一次処理施設に適量の清水を流入させるなどして流水状態において採取する。

(試料の持ち込み)

第6 試料は、速やかに各検査センターに搬入する。なお、試料の輸送及び保存は、できるだけ冷暗所に保冷して行う。

(検査依頼)

第7 指定採水員が採水した試料について検査依頼を行う場合は、浄化槽水質検査（1 1 条検査）依頼書（様式1）に、当該試料の残留塩素濃度及び採水員名を記入し、所定の検査手数料を添え、かつ、検体容器にラベルを貼付し提出する。ただし、検査手数料納入については、特別な事由があるときは、協会の請求に基づき納入することができる。

(通 報)

第8 指定採水員が採水に際し、当該浄化槽の構造又は処理機能について異常を発見したときは直ちに協会に通報しなければならない。

(実地指導)

第9 理事長がその必要を認めたときは、指定採水員の採水方法要領等について、浄化槽検査員が現地で指導を行うことができる。

(附 則)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成15年3月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、一般財団法人福岡県浄化槽協会の設立の登記をした日（平成24年4月1日）から施行する。

(附 則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。